附属機関等の名称	浦安市景観審査会	
設 置 根 拠	浦安市景観条例第 41 条	
設置の趣旨、必要性等	本市における建築物の建築等工作物の建設等その他良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為の景観計画へ の適合等について審査及び調査をするため	
設置年月日	平成 21 年 7 月 1 日	
所 管 事 項	(1) 景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令その他法又はこの条例 に基づく処分その他の行為に関すること (2) 協議書の内容に関すること (3) その他本市の良好な景観の形成に関し必要な事項。	
公開、非公開の別	非公開	
非公開とする理由	公にすることにより、個人の権利利益、または法人等の権利、競争上の地位その他政党な利害を害する恐れがあるため	
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)及 び同条第3号(法人その他の団体に関する情報又は事業を営 む個人の当該事業に関する情報)に該当	
委員の人数・任期	3名 2年	
委員の報酬等	会長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額	
所 管 部 署	都市政策部 都市計画課 開発指導係 電話 047-712-6543	
備考		

委員名簿

氏 名	職等	備 考
菅 孝能	株式会社山手総合計画研究所 取締役会長	
中尾 利弘	中尾建築設計事務所(代表	
八馬 智	千葉工業大学 創造工学部 デザイン科学科 教授	